

毎週火、金曜日発行（但休日にかぎらず）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 計量器の定期検査の実施
牛の結核病検査等の実施

結核予防法による医療機関の指定
共同で行なおうとする土地改良事業計画に係
る土地改良事業計画書の写し等の縦覧

健康保険法による保険医の登録

◇教委規則 鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を
改正する規則

◇教委告示 昭和三十九年度鳥取県立高等学校通信制
の課程の生徒募集要項

昭和三十九年度鳥取県立高等学校専攻科
の生徒募集要項
定例教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第九十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の
規定に基づき、東伯郡の計量器定期検査を次のとおり実
施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示
する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 検査期日 | 時 | 検査区域 | 検査場所 |
|--------|---------------------------------|-------|----------|
| 四月 六日 | 午前九時三十分から午後三時まで | 東伯郡泊村 | 園共同撰果場 |
| " 七日 | " | 東郷町 | 舍人公民館 |
| " 八日 | " | " | 東郷小学校 |
| " 九日 | " | " | 花見 |
| " 十日 | " | " | 東郷共同撰果場 |
| " 十三日 | 午前九時三十分から十一時三十分まで 午後一時から三時まで | 羽合町 | 宇野小学校 |
| " 十四日 | 午前九時三十分から午後三時まで | " | 浅津農業協同組合 |
| " 十五日 | 午前十時から正午まで 午後一時から三時まで | 三朝町 | 長瀬小学校 |
| " 十六日 | 午前十時から正午まで 午後一時から三時まで | " | 旭 |
| " 十七日 | 午前十時から三時まで | " | 竹田 |
| " 二十日 | " | " | 小鹿 |
| " 二十一日 | " | 関金町 | 三徳 |
| | | | 三朝 |
| | | | 山守 |
| | | | 矢送農業協同組合 |

鳥取県告示第九十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査
牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分娩前一月以内のもの及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四・実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|------|----------------|
| 三月 十日 | 日南町 | 立岩、無坂、原、市場 検診場 |
| " 十一日 | " | 上石見、谷川、宗金、野田 |
| " 十二日 | " | 新山、新屋、多里 |
| " 十三日 | " | 上坂、豊栄、井原 |
| " 十四日 | " | 丸山、霞、生山 |
| " 十五日 | " | 高陽園、茶屋、能塔 |

た結果、これを適当と認めためたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

植木寿一 西伯郡名和 鳥医一、〇二八 昭和三十九年
町大字加茂 二月八日

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和三十四年十月鳥

取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条本文中「別表一」を「別表」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十三条の見出しを「（同時に履修できる科目数及び年間の修得単位数）」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

生徒が通信教育によつて同時に履修できる科目数は、七科目以内とし、一年間に修得できる教科科目の単位数の合計は、二十五単位以内とする。

第十三条第三項中「修得単位数」を「同時に履修できる科目数及び年間の修得単位数」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「通信教育主事」を「通信制主事」に改める。

第三十条第一項中「通信教育」を「通信制」に改める。

別表一中「別表一」を「別表」に、「二五〇」を「五〇〇」に改める。

別表二を削る。

第三号様式中「高等学校の 課程」を「高等学校の 科の課程」に改める。

第四号様式中「通信教育」を「通信制課程」に改める。

第五号様式中「通信教育課程」を「通信制課程」に改める。

第六号様式中「 科 課程」を「 課程 科」に改める。

第八号様式中「通信教育生徒として」を「通信制課程」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和三十九年度鳥取県立高等学校通信制の課程の生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉
 昭和三十九年度鳥取県立高等学校通信制
 課程生徒募集要項
 一 募集学校及び募集生徒数

| 高等学校名 | 所 在 地 | 募集生徒数 |
|---------|--------------|-------|
| 鳥取西高等学校 | 鳥取市東町二丁目一二番地 | 約一〇〇名 |
| 米子東高等学校 | 米子市勝田町三〇七番地 | 約一〇〇名 |

二 出願資格

- イ 中学校を卒業した者 (昭和三十九年三月卒業見込みの者を含む。)
- ロ 学校教育法施行規則 (昭和二十二年文部省令第十七号) 第六十三条の各号の一に該当する者

三 履修科目

- (1) 現代国語 (2) 国語甲 (3) 国語乙 (4) 古典乙 I (5) 漢文 (6) 地理 B (7) 世界史 (8) 日本史 (9) 世界史 (10) 人文地理 (11) 社会 (12) 数学 I (13) 数学 I A (14) 数学 II (15) 数学 III (16) 化学 A (17) 生物 (18) 地学 (19) 物理 (20) 化

- 学 (21) 保健 (22) 体育 (23) 音楽 I (24) 美術 I (25) 書道 I (26) 音楽 (27) 美術 (28) 書道 (29) 家庭一般 (30) 保育家族 (31) 家庭経営 (32) 被服 (33) 食物 (34) 手芸 (35) 児童心理 (36) 農業一般 (37) 農業経営 (38) 商業一般 (39) 商業簿記 (40) 計算実務 (41) 統計実務 (42) 英語 A (43) 英語

四 出願手続

- 出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類に入学科五十円を添えて提出しなければならない。
- イ 入学志願書 (用紙は、募集高等学校に準備している。)
- ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書
- 五 出願期間等
 - 1 昭和三十九年三月六日 (金) から三月三十一日 (火) までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は正午までとする。

00650

- 2 郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるものに限り有効とする。
- 3 受付場所 各募集高等学校
- 六 入学選抜の方法
 - 1 志願者が定員をこえた場合は、各募集高等学校において提出された出願書類を審査して入学許可者を決定する。
 - 2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。

七 出願等に関する質疑

- 1 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 2 郵送の場合において返信を必要とするものは十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

八 注意事項

提出された書類及び入学料は、返さない。

鳥取県教育委員会告示第十二号
 昭和三十九年度鳥取県立高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。
 昭和三十九年三月六日
 鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉
 昭和三十九年度鳥取県立高等学校専攻科
 生徒募集要項

一 募集学校及び募集定員

| 高等学校名 | 学科名 | 所 在 地 | 募集生徒数 |
|---------|-----|---------------|-------|
| 鳥取東高等学校 | 専攻科 | 鳥取市立川町五丁目一〇番地 | 約五〇人 |
| 倉吉東高等学校 | 専攻科 | 倉吉市堺町二丁目二〇番地 | 約五〇人 |
| 米子東高等学校 | 専攻科 | 米子市勝田町三〇七番地 | 約五〇人 |

二 出願資格

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則 (昭和二十二年文部省令第十一号) 第六十九条の各号の一に該当する者
- 三 出願手続

1 入学志願者は、第四項に定める出願期間内に、次に掲げる書類を各募集高等学校に提出しなければならない。

イ 教育委員会の定める入学志願書に入学選抜手数料として三百五十円の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。)をはりつけたもの

ロ 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 各募集高等学校長は、前項の願書を受理したときは志願者に受検証を交付するものとする。

3 入学志願書は、各募集高等学校から交付を受けるものとする。

四 出願期間等

1 昭和三十九年四月六日(月)から四月十日(金)までとし、毎日午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は正午までとする。

2 郵送の出願書類は、出願期間内の消印のあるもの

に限り有効とする。

五 入学選抜の方法

1 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査と入学選抜学力検査の結果を総合して行なう。

2 入学選抜学力検査は、次のとおり行なう。

イ 期日 昭和三十九年四月十二日(日)

ロ 時間 午前九時から午後五時まで

ハ 場所 受験者の志望する各募集高等学校

ニ 学力検査の科目 国語 数学 英語

ホ 合検者の発表

昭和三十九年四月十四日(火)とし、各募集高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

六 出願等に関する質疑

1 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。

2 郵送の場合において、返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目標とし、履修科目は次のとおりとする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

2 専攻科の修業年限一年とし、学期、前期(四月～八月)後期(九月～三月)の二期とする。

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

八 注意事項

提出された書類及び入学選抜手数料は、返さない。

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年三月六日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田大吉

一日時 昭和三十九年三月七日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 教職員人事について

2 その他